

報道関係各位

件 名 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の全国の新規感染者数は、東京都を中心とする首都圏だけでなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新規感染者数が増加傾向となっており、これまでに経験したことのない急激な感染拡大となっております。

特に東京都を中心とする首都圏での感染拡大が顕著であり、デルタ株といわれる変異株の市中での置き換わりが進んでいます。

埼玉県においては、本年4月に実施区域とされた「まん延防止等重点措置」が2度の期間延長を経て、8月22日まで公示がされていたところでしたが、埼玉県を含む首都圏の感染者の急激な増加により、7月30日には、政府により8月2日から8月31日を実施期間とした3回目となる「緊急事態宣言」が発出され、8月17日には、9月12日まで実施期間の延長が行われました。

本市では、これまで基本的な感染予防対策の徹底や不要不急の外出の自粛等の呼びかけを行い、一部公共施設等の利用時間の制限などの対応をしてきたところですが、首都圏を中心とした感染拡大の影響から、市内における感染者数の発生状況もひと月の感染者数が過去最多を記録するなど感染が拡大している状況です。

本市においては、新型コロナウイルス感染症への本市の基本方針である「市民の命と健康を守ることを最優先とした、感染拡大防止対策に取り組むとともに、市民生活を守るために必要な対策を実施する」を基に取組事項を定め、引き続き全力で対応していくこととしております。

つきましては、令和3年6月定例会に係る全員協議会以後の対応について、次のご報告いたします。

1 対策本部の開催

市対策本部会議は、令和3年6月定例会に係る全員協議会での報告後、感染防止対策としての書面開催も含め4回開催し、令和3年8月23日（月）までに令和2年2月の対策本部発足から合計で44回開催いたしました。

2 感染者の状況

令和3年度に入り、4月には22人、5月には21人、6月には17人と断続的に感染者が確認されてきた状況ですが、7月にはこれまで、ひと月の最多感染者数であった本年1月の92人を上回る137人もの感染者が確認されました。

8月においても連日、感染者の確認が続いており、15日には1日当たり最多の感染者数40人を記録するなど、25日（水）までに354人と先月を大きく上回る感染者が確認されています。なお、8月25日（水）までの感染者数の累計は823人となっております。

3 令和3年6月定例会に係る全員協議会報告以後の主な対応

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

ア 接種の状況について

65歳以上のワクチン接種希望者に対する接種は、1回目が91.9%、2回目が88.5%（8月23日現在）に達しており、接種希望者への接種は、おおむね完了しています。

なお、65歳以上の接種希望者のほか、64歳以下の医療従事者、エッセンシャルワーカーと、自衛隊東京大規模接種センター又は、企業等による職域接種等で先行接種をされた方を含む市全体の接種者は1回目が41.2%、2回目が35.4%（8月23日現在）です。

【接種状況（8月23日現在）】

| 対象者 | 接種対象者数 | 接種回 | 接種人数 | 接種率 |
|------------------|----------|-----|---------|-------|
| 市全体 (12歳以上の者) | 約72,000人 | 1回済 | 29,695人 | 41.2% |
| | | 2回済 | 25,504人 | 35.4% |
| うち 65歳以上の者 | 約25,000人 | 1回済 | 22,968人 | 91.9% |
| | | 2回済 | 22,135人 | 88.5% |

※ 接種人数は、国のワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)に登録された接種状況を集計して公表しています。なお、今後修正する場合があります。

イ 64歳以下12歳までの方の接種について

64歳以下12歳までの対象者数は、約47,000人となります。

接種券の送付については、7月中旬から下旬にかけて、全ての対象者に発送済みです。

(接種意向調査の実施)

円滑な接種を進めるため、64歳以下12歳までの方に接種券を送付する時に「ワクチン接種意向調査（ハガキ）」を同封し、対象者の接種意向について調査を行いました。

この意向調査の結果、飯能市内で接種を希望し、予約方法を市に任された方に対しては、予約開始時の混雑を緩和するため、市で接種日時、会場の予約を行い、本人に通知することとします。

現時点で、「市に任せる」が約33%、「自分で予約」が約49%を合わせた82%の方は、市内での接種を希望していますので、この結果を踏まえ、今後の接種計画を整備してまいります。

【ハガキによる意向調査の結果（8月23日現在）】

送付件数 約47,000件、返信数 21,849件、返信率 46.5%

| | 市内で接種 | | 市外で接種 | 接種しない | 不明 | 合計 |
|---------------------------------------|-------|--------|-------|-------|------|--------|
| | 市に任せる | 自分で予約 | | | | |
| ・60-64歳 ・基礎疾患を有する方 ・エッセンシャルワーカー | 1,847 | 2,629 | 337 | 169 | 68 | 5,050 |
| 50代 | 1,635 | 2,230 | 443 | 514 | 23 | 4,845 |
| 40代 | 1,362 | 2,055 | 392 | 438 | 19 | 4,266 |
| 30代 | 884 | 1,506 | 273 | 249 | 4 | 2,916 |
| 20代 | 735 | 1,111 | 308 | 216 | 17 | 2,387 |
| 10代 | 767 | 1,155 | 253 | 187 | 23 | 2,385 |
| 合計 | 7,230 | 10,686 | 2,006 | 1,773 | 154 | 21,849 |
| 割合 | 33.1% | 48.9% | 9.2% | 8.1% | 0.7% | — |

(接種の見通し)

7月から8月にかけて、全国的に国からのワクチン供給量が減少したため、本市における供給量も要求の半分以下と極端に少なくなっており、接種計画を再調整しました。

その結果、7月中旬までは、国から配分済みのワクチンを2回目の接種分として確保するため、64歳以下の新たな予約受付を停止しました。

また、本市の保有するワクチン量と国から供給されるワクチン量を調整し、7月20日以降、64歳以下の方のうち、基礎疾患を有する方等への予約を開始しています。

8月下旬以降は、使用するワクチンを一定程度、確保した上で、接種体制を整え進めます。

また、これまでと同様に飯能地区医師会、飯能地区薬剤師会をはじめ、関係機関のご協力により、特設会場を含めた接種体制の確保に取り組んでいます。

引き続き、感染時に重症化しやすい年齢の高い世代から順次、接種を実施し、11月末までを目途に接種を終えられるよう進めてまいります。

なお、予約受付も接種の実施に合わせて段階的（8月26日(木)、9月1日(水)）に行います。また、現時点で予約開始時期が未定の年代の方へも接種体制を整え次第、ホームページ及びメール配信サービスにより予約開始時期をお知らせします。

【64歳以下 新型コロナワクチン接種時期（2回接種終了時期）の目安】

| | 8月 | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | |
|--------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 60～64歳 | ■ | | | | | | | | | |
| 50～59歳 | | ■ | | | | | | | | |
| 30～49歳 | | | ■ | | | | | | | |
| 12～29歳 | | | | | | | | ■ | | |

※12～15歳の方については、副反応による特別な対応が必要になる場合があるため、今後、医療機関等と調整し、接種期間や接種体制を整えます。

【予約開始時期】

| 世代 | 予約開始 |
|--------------------|--------------|
| ① 50～59歳（約11,000人） | 令和3年8月26日（木） |
| ② 40～49歳（約11,000人） | 令和3年9月1日（水） |
| ③ 30～39歳（約8,000人） | |
| ④ 20～29歳（約7,000人） | 調整中 |
| ⑤ 16～19歳（約3,000人） | |
| ⑥ 12～15歳（約2,000人） | |

※変更する場合は、ホームページ及びメール配信サービスでお知らせします。

ウ 集団接種について

64歳以下12歳までの方への接種は、65歳以上の方と比較して、対象者数が大幅に増加するとともに、国から11月末までに接種の完了が示されていることから、常設の接種センター（総合福祉センター）での接種会場のほか、大規模な接種が可能な特設会場の増設が必要となります。

そのため、集団接種会場として、ホテル・ヘリテージ飯能 sta. にご協力をいただき、大規模接種を実施します。

また、11月には市民体育館（メインアリーナ）も活用し進めることとしています。このほか、他の施設の活用についても今後、調整を図り進めます。

【ホテル・ヘリテージ飯能 sta. の集団接種日】

| 実施月 | 接種回数 | 接種期間 |
|------------|------|---|
| 9月 | 1回目 | 9月3日（金）～9月8日（水）（6日間） |
| | 2回目 | 9月24日（金）～9月29日（水）（6日間） |
| 10月 | 1回目 | 10月2日（土）～10月8日（金）（6日間） ※10月6日（水）を除く |
| | 2回目 | 10月23日（土）～10月29日（金）（6日間） ※10月27日（水）を除く |
| 接種実施数（見込み） | | 23,040回 |

エ 妊婦及び配偶者（パートナー）への優先接種について

令和3年8月14日付けで日本産婦人科学科会から妊婦が妊娠期を問わず、ワクチン接種を進める旨の文書が公開されました。

また、その中で妊婦が感染する場合の要因として、約8割が配偶者やパートナーであることが示されています。

そのため、妊婦及び配偶者（パートナー）への優先接種を実施するため、勧奨通知を発出し、接種を希望する妊婦が安心して出産を迎えられるよう、早急に進めてまいります。

【参考：令和2年度 飯能市の妊娠届け出数 357件】

(2) 新型コロナウイルス感染症陽性判定による自宅療養者及び同居人に対する支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、3度目の緊急事態宣言がされるなど、住民生活、事業活動などに大きな影響を及ぼしている中、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者の増加が止まらない状況です。

埼玉県では、自宅療養者に配食サービスの提供及びパルスオキシメーターの貸し出しを行っていますが、申請から配送までには数日間を要しており、現在、入院、ホテル療養は新規陽性者の概ね1割程度しかできず、概ね9割は自宅療養という状況で、狭山保健所では新型コロナウイルス感染症の対応が追いついていない状況にあるとのことです。

このような状況を鑑み、本市では、自宅療養者の支援を行うことといたしました。陽性と判定された自宅療養者に対し、埼玉県の保健所からの食品等の配達が始まるまでの数日間を市が支援することで、自宅療養者及びその同居人の生活を維持しながら、症状悪化を抑制し、外出を防ぐことで感染拡大を防止いたします。

本市の支援につきましては、埼玉県と同様に、配食サービス（3日間分のレトルト食品等の配達）のほか、パルスオキシメーターの無償貸与を実施いたします。

なお、本支援は、予備費により財源を確保し、配食サービスの提供は市内事業者との調整が整い次第、また、パルスオキシメーターの無償貸与は機器を調達でき次第、速やかに開始いたします。

(3) 緊急事態宣言に伴う夏季休業期間終了後の学校の対応について

本県を含む4府県において感染の再拡大が続いていることから、令和3年7月30日に緊急事態宣言が発出され、9月12日まで延長となりました。

つきましては、2学期以降、本市において徹底した感染防止対策を講じながら学校運営を継続していくため、学校運営の基本方針及び各校の対応について以下のとおりとします。

ア 学校運営の基本方針について

夏季休業期間の延長、分散登校、短縮授業等を行わず、次のとおり感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

イ 期間

令和3年8月25日（水）から令和3年9月12日（日）

※9月12日以降再延長となった場合は、本通知を適用する。

ウ 児童生徒の感染防止対策の徹底について

(ア) 児童生徒の健康観察について

検温・健康観察を徹底する。併せて、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにする。登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させる。

(イ) 学習活動におけるマスク着用等の更なる徹底について

マスクが着用されない中で活動が行われ、感染が拡大したと考えられる事例が県内で複数報告されているため、飛沫拡散防止の観点から、学習活動を行う際には、原則マスクを着用する。その際、マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させるとともに、3密を避け手洗いを徹底するなど、感染防止対策の更なる徹底を図る。

(ウ) 換気について

気候上可能な限り、常時換気を徹底する。なお、換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。

(エ) 給食指導について

給食を対面で食べていた者が感染したと考えられる事例が報告されていることから、以下の点について徹底する。

- 手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底する。
- 配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- 配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- 教職員を含めて全員が正面を向くなど、対面にならないように指導を徹底する。
- 食事中は会話を禁止する。

(オ) 登下校時のマスク着用について

夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時の登下校時のマスク着用については、以下の点について指導する。

- 登下校時、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。
- マスクを外した時には人と十分な距離を確保し、危険回避以外の会話は禁止する。
- 登下校時等に公共交通機関を利用する場合には、原則マスクを着用する。

エ 学習活動の取扱いについて

(ア) 感染リスクが高い学習活動について

緊急事態宣言期間中においては、以下に例を挙げるような活動は、停止する。

- 児童生徒が長時間密集する活動や近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

(イ) 体育の授業実施上の留意点

- 熱中症予防とコロナ感染予防の両面を考え、身体を動かす活動は行わない。座学（小学校では保健領域、中学校では保健分野）を行うようにしたり、単元を組み替えたりと工夫して教育活動を行う。

(ウ) 学校行事等について

- 緊急事態宣言期間中は、児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事等は一切行わない。
- 授業参観や学級懇談会、新入生の体験入学や新入児童生徒保護者会、PTA等の会議や学校運営協議会等は行わない。
- 合唱祭については、感染拡大防止の観点により、今年度は実施をしない。
- 9月実施予定の体育祭・運動会については、中止にするか10月以降に延期する。（学年毎の実施や体育発表会等も含む）
- 校外学習等については、緊急事態宣言中は中止又は延期とする。
- 宿泊学習や修学旅行など泊を伴う学校行事については、緊急事態宣言期間中は中止又は延期とする。

オ 部活動について

部活動については、緊急事態宣言中は、原則活動を行わない。但し、上位大会がある場合はこの限りではない。上位大会については中体連支部長と相談する。

カ 進路に伴う学校説明会について

- 事前に検温等の健康観察を行い、発熱等がある場合は参加を見送るように周知する。
- 校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においても原則マスクを着用するように周知する。また、保護者が送迎する等、直行直帰を徹底する。
- 説明会を実施する学校の指示に従い、行動するように周知する。

- キ 家庭における感染防止対策について
下記の内容について保護者等に協力を依頼する。
- 規則正しい生活習慣を徹底する。
 - 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は外出や登校をさせない。(健康観察)
 - 家庭内にPCR検査の受検者がいる場合は、学校に連絡をし外出や登校をさせない。
 - 基本的な感染防止対策を徹底する。(3密の回避、石けんと流水による手洗い、手指消毒、マスクの着用、適切な換気)
 - 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅する。
 - 児童生徒のみの会食等は自粛する。

- ク 家族ぐるみでの感染防止対策について
これまで学校が感染拡大の場になったことはなく、保護者が感染したことにより、家庭内で児童生徒が感染してしまうことが殆どである。
そこで、児童生徒向けのリーフレットを学校や市のホームページに掲載し、家庭向け配信メール等で周知することにより、家庭における感染防止について、児童生徒が主役となって取り組むことができるようにする。

- ケ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について
合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをする。その際、該当児童生徒に対し、学習用タブレット等を利活用するなどして学びを保障する。感染が不安で登校しない該当児童生徒が、リモート授業に参加した場合は出席扱いとする。

- コ 児童生徒の心のケア等について
緊急事態宣言期間中の対応に伴い、不安やストレスが高まることが懸念される。児童生徒の心のケア、感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめに関する対応、児童虐待への対応については、「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」のP31～34を参考に対応する。
また、各学校で児童生徒が相談できる体制を整えたり、飯能市教育センター相談専用窓口(042-973-1400)を家庭に周知したりする等の最大限の配慮を行う。

- サ 教職員の感染防止対策について
- 検温・健康観察を徹底する。併せて、発熱等の風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇(交通遮断休暇)の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図る。
 - 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させる。
 - 教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報交換を図るなど、教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整える。
 - 午後8時以降の不要不急の夜間外出禁止を県民に要請していることを踏まえ、午後8時までには退庁するように努め、勤務終了後は速やかに帰宅する。

- 週休日等、勤務日でない場合においても不要不急な外出について自粛する。
- 教職員の食事については、場所や方法について対面にならないようにする。

(4) 飯能市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

【制度概要等】

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する世帯に対しては、これまで社会福祉協議会を窓口とした特例貸付などによる支援を行ってきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯が存在することから、こうした世帯の就労自立の促進とこれが困難な場合には円滑な生活保護受給に繋げるため、新たに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものです。

なお、この新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に関する補正予算につきましては、令和3年6月30日に令和3年度飯能市一般会計補正予算（第5号）として専決処分させていただきました。

| | |
|--------|--|
| 支給対象世帯 | 総合支援資金の再貸付が終了した世帯等であって、市の要綱で定める収入要件、資産要件、求職活動要件のすべてを満たしている世帯 |
| 月額の手給額 | 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 |
| 支給期間 | 3か月 |
| 申請期間 | 令和3年7月1日から11月30日まで |

【本市の状況（令和3年8月1日現在）】

| | |
|----------|--|
| 支給対象世帯数 | 114世帯 ※単身世帯37世帯、2人世帯・3人以上世帯77世帯 |
| 支給に要する経費 | 36,288,000円 ※事務費3,468,000円、事業費32,820,000円 ※国庫補助率は10/10 |

(5) 飯能市緊急経済対策による事業者支援の進捗状況について

第3次飯能市緊急経済対策における事業者支援の進捗状況については、次のとおりです。

ア 小規模事業者等・飲食店納入事業者支援事業

売上げが減少した市内に主たる事業所を有する小規模事業者等及び埼玉県
の営業時間短縮要請対象の飲食店に飲食料品等を納入している市内の事業者
を支援するため、支援金を交付しました。

- 小規模事業者等支援（令和3年2月22日～6月30日）
 - ・ 交付件数 1,204 件（交付金額 121,200,000 円）
- 飲食店納入事業者支援（令和3年3月1日～6月30日）
 - ・ 交付件数 10 件（交付金額 1,000,000 円）

イ キャッシュレス型消費活性化事業補助金

市内事業者の売上向上及びキャッシュレス化を推進するため、特定のキャ
ッシュレス決済サービスでの支払いで最大25%が還元される、飯能商工会議
所主催の「がんばろう飯能市！最大25%戻ってくるキャンペーン」を支援し
ました。

- ・ 実施期間：令和3年6月1日～6月30日
- ・ 還元率：25%
- ・ 付与限度：2,000円／1回、10,000円／期間
- ・ 還元額：28,095,000円（※速報値）
- ・ 効果額：112,380,000円以上（※還元額の速報値から試算）
- キャッシュレス型消費活性化事業（第2弾）

コロナ禍が長期化する中、追加の経済対策として商工会議所で検討中のキ
ャンペーン第2弾を支援します（※繰越明許費の流用により対応）。

 - ・ 実施予定期間：令和3年11月1日～12月31日

ウ がんばる商店街等応援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況となっている商店街を
支援するため、商店街等の発意による感染症対策事業に係る経費に対し、補
助金を交付しています。

【令和3年8月23日現在】

- ・ 交付件数 3 件（交付金額 7,911,000 円）

(6) 庁内キャッシュレス決済の導入状況について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び予防策として、令和2年度中に導入した市民課、飯能駅サービスコーナー、市民会館、水道業務課及び上下水道料金センターの5つの窓口に加え、市民税課、資産税課及び収税課における納税証明等交付手数料、市民活動センターの施設使用料など、4つの窓口での支払いにキャッシュレス決済を導入しました。

また、自動釣銭機能を備えた非接触型レジスターを、令和2年度設置の市民課に引き続き、令和3年度に市民税課におきましても設置いたしました。

今後とも、庁内における接触機会の低減に取り組んでまいります。

○ 導入窓口、取扱手数料等及び開始時期

| 窓口 | 取扱手数料等 | 開始時期 |
|----------|---------------------|-------|
| 市民税課 | 課税証明書、納税証明書等交付手数料 | 7月29日 |
| 資産税課 | | |
| 収税課 | | |
| 市民活動センター | 施設使用料、印刷機使用料、複写機使用料 | 8月4日 |

○ キャッシュレス決済の種類

庁内でのキャッシュレス決済の種類は、クレジットカード、交通系ICカードなどの電子マネー及びQRコードの3種類の決済手段を採用し、21種類の決済ブランドから支払いが可能です。

(7) 令和3年度 中学生ブレア市親善訪問団の派遣中止について

本市では、昭和57年にブレア市と姉妹都市提携を結び、それから毎年1月に中学生ブレア市親善訪問を行い、交流を深めてまいりました。令和2年度は、39回目の訪問となる予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえ、中学生ブレア市親善訪問団の派遣を中止といたしました。

現在、ブレア市のあるアメリカ合衆国のカリフォルニア州では、新規感染者数が増え続けており、入国制限が緩和されたとはいえ、ワクチン接種完了者でもアメリカ合衆国入国後数日以内にPCR検査を受けること、未完了者は加えて1週間ほど自主隔離することが義務付けられています。また、我が国においても感染者数が急増しており、加えて、帰国後2週間の自主隔離期間が設定されているなど、新型コロナウイルス感染症については、依然として先行き不透明な状況です。

以上、現在の日本並びにアメリカ合衆国での新型コロナウイルス感染拡大の状況等を鑑み、令和3年度中学生ブレア市親善訪問団につきましても、派遣を中止とすることとしました。

(8) 第70回市民体育祭（各地区体育祭）・第47回飯能市スポーツ少年団大会について

第70回市民体育祭の各地区で行われます地区体育祭につきましては、各地区スポーツ協会、NPO法人飯能市スポーツ協会、飯能市スポーツ推進委員協議会及び教育委員会において、「令和3年度地区体育祭に関する協議会」を開催し、各地区の実情と開催の可否について意見交換をしました。

各地区スポーツ協会からは、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみると、感染のリスクが引き続き高く、市民に安全に、安心して参加してもらうことが難しいなどの意見が多くあり、全出席者合意のもと、各地区体育祭については、従来の規模や開催方法での開催は中止することが決定されました。しかし、グラウンド・ゴルフ、ペタンクなど、競技内容を絞り、規模や時間を縮小するなど、感染予防、拡大防止策を徹底した新たな方法での開催については、今後の感染症の拡大又は状況等を踏まえ、各地区で検討、決定していくこととなりました。

また、10月9日（土）開催を予定しておりました「第47回飯能市スポーツ少年団大会」につきましては、本部員からの意見を聴取した後、スポーツ少年団正副本部長会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染状況から、スポーツ少年団の子どもたち、ボランティアや保護者の皆様に、安全に、安心して参加、応援してもらうことが難しいという判断に至り、開催を中止することとなりましたのでご報告いたします。

【問い合わせ先】

| | |
|------------|--|
| 主な対応(1) | 健康づくり支援課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 浅見 礼子 連絡先 TEL042-974-3488 |
| 主な対応(2) | 担当者 危機管理室長 井竹 信喜 連絡先 TEL042-973-2111(内621) |
| 主な対応(3)(7) | 担当者 学校教育課長 西條 誠 連絡先 TEL042-973-2111(内721) |
| 主な対応(4) | 担当者 地域・生活福祉課長 竹井 伸次 連絡先 TEL042-973-2111(内160) |
| 主な対応(5) | 担当者 産業振興課長 金子 智彦 連絡先 TEL042-973-2111(内650) |
| 主な対応(6) | 担当者 企画調整課長 利根川 忠宏 連絡先 TEL042-973-2111(内310) |
| 主な対応(8) | 担当者 スポーツ課長 浅見 稔 連絡先 TEL042-973-2111(内740) |

以上